

台風時等における児童の登下校について

松阪市立中原小学校

「台風時等における児童の登下校について」は、下記のようになっています。保護者の皆様におかれましても、児童の安全な登下校を確保するため、下記のような対応をお願いいたします。なお、可能な限りメールにおいてもお知らせします。

記

1 始業前（午前7時まで）に暴風警報・暴風雪警報・特別警報（*1）が発令されている場合

- (1) お子さまは、登校させないでください。
 - (2) ただし、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が午前11時まで解除された場合は、午後から授業を行います。この場合、給食はありません。昼食を済ませ、午後1時頃に学校へ到着するよう出発時間の調整をお願いします。
 - (3) 午前11時においてもなお暴風警報・暴風雪警報・特別警報が解除されない場合は、お子さまは登校させないでください。当日の授業は中止します。
- (注) 上記(2)の場合、道路や橋の決壊、浸水等により登校の危険が予想される地域は、登校させず自宅待機させてください。この場合、学校へご連絡ください。

2 始業前（午前7時まで）に大雨洪水警報・その他特別警報が発令されている場合

台風に伴う大雨洪水警報・その他特別警報が発令されている場合、状況によっては当日の授業を中止することがあります。この場合、学校より一斉メール配信でお知らせします。

3 始業前（午前7時まで）に暴風警報・暴風雪警報・特別警報（*1）が解除された場合

- (1) 安全を確かめて、登校させてください。
- (2) 道路や橋の決壊、浸水等により、登校の危険が予想される地域は、保護者の判断で自宅待機をさせてください。この場合、学校へご連絡ください。

4 始業後に暴風警報・暴風雪警報・特別警報（*1）が発令された場合

- (1) 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童を帰宅させます。
- (2) ただし、安全に帰宅させることが困難と認められる児童については、最も安全な場所に待機させ、保護者と連絡をとります。

5 始業後に大雨洪水警報・その他特別警報が発令された場合

授業を早めに切り上げ帰宅させる場合や定時に帰宅させる場合においても、安全に帰宅させることが困難と認められる児童については、最も安全な場所に待機させ、保護者と連絡をとります。

6 その他の特別警報が発令された場合

その他の特別警報が発令されている場合、状況によっては当日の授業を中止することがあります。この場合、学校より一斉メール配信でお知らせします。

特別警報（*1）とは、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報です。

台風の接近予報等で、警報発令の可能性が高い場合、嬉野中校区各校との協議の上、事前の対応連絡をする場合があります。